

# REHACARE 2026

## 東京パビリオン 出展企業募集要項

公益財団法人東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課では、海外販路開拓支援の一環として下記の展示会に東京パビリオンとして出展します。出展を希望する場合、「出展申込書」に必要事項をご記入の上、お申込みください。

### 1. 展示会概要

- 出展国 ドイツ連邦共和国
- 展示会名 REHACARE  
主催者公式 HP : <https://www.rehacare.com/>
- 主な出展品目 リハビリテーション機器、医療ケア関連商品、モビリティ・歩行補助器具
- 会期 2026年9月23日(水)～9月26日(土) 4日間
- 会場 Messe Düsseldorf
- 前回実績 来場者数 34,000人(2025年度実績)

### 2. 会社のサポート内容

- 出展小間料 会社が出展小間料(追加備品等は含まない)を負担
- 通訳の手配 各企業様ブースに1名の通訳(日本語-英語及びドイツ語)を会社費用負担にて配置
- フライヤー作成 出展企業からフライヤー作成に必要な文字データや画像等の提供を受け、会社費用負担にて作成・印刷
- ブース壁面装飾 展示品の写真等を編集した各ブースの壁面への装飾を会社費用負担にて実施
- サポート ヨーロッパにおいて主要なビジネスインフラとして利用されている LinkedIn について、展示会出展にも活用できるようサポートいたします。

※留意事項 輸送費、保険料、従業員派遣費用(航空券代金・ホテル宿泊料等も含む)等は、各出展企業様による手配、費用負担です。

### 3. 申込概要

- 募集企業数 7社(1小間=間口3.0m×奥行3.0m)(予定)
- 申込要件 ① 出展申込時点において、東京都内に主たる事業所を有する(本店又は支店登記がされている)中小企業であること。

- ② 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同上第4号に規定する暴力団関係者をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当しないこと。また、公序良俗に反していないこと。
- ③ 展示品が自社等の開発商品・サービスであること。又は他社と共同開発された自社等の商品・サービスであること。  
※自社等の開発商品：自社若しくは自社と資本関係にある中小企業が企画設計又は製造元である商品であり、かつ販売権を有していること。
- ④ 展示品が既に国内市場若しくは海外市場において販売・導入実績が有ること。又は生産体制及び販売体制が整っていること。
- ⑤ 国内外において、展示品に関する紛争が生じていないこと。紛争が生じるおそれのある場合は、契約を締結するなど予防のための十分な措置を講じていること。
- ⑥ 出展企業の担当者の少なくとも1名が、会期の前日に会場にてブースの確認と準備を行うことが可能なこと。
- ⑦ 会期中は出展企業の担当者がブースに常駐可能なこと。  
（現地代理店のみのブースアテンドや会期中途での撤収は不可）
- ⑧ 展示品を輸送する場合の物流保険は、出展企業の責任で手配すること。
- ⑨ 展示会出張者の海外傷害保険は、出展企業の手配で必ず加入すること。
- ⑩ 展示品の輸送・出張者の出張中の事故について公社が責を負わないことに同意すること。
- ⑪ 出展後に成約が成立した場合には、出展後3年間にわたり、当公社様式による取引成立報告書を提出すること。
- ⑫ 過去に公社から海外販路開拓支援を受け、その成果として商談が成立した際に取引成立報告書を公社へ提出していること。
- ⑬ 本要項 別紙1「渡航中止判断について」にご同意いただくこと。
- ⑭ 本要項 別紙2「撮影承諾について」にご承諾いただくこと。

● 申込方法 「出展申込書」に必要事項をご記入いただき、「[ttc@tokyo-kosha.or.jp](mailto:ttc@tokyo-kosha.or.jp)」宛てに、件名を「REHACARE 出展申込」としてご提出ください。

● 申込締切 2026年4月30日（木）

● 出展審査 出展企業は審査会を実施して選定いたします。  
なお、審査結果に関するお問い合わせには、お答えいたしかねます。

- その他注意事項
- ① 本展示会での商談は、本事業のスキームに則って実施すること。
  - ② 外国為替及び外国貿易法等に定めのある出展物は、事前に許可取得済であること。
  - ③ 主催者のルール如何にかかわらず、展示会場での販売行為（金銭または展示物・商品の受け渡し）は不可とする。
  - ④ 本展示会では、同一の業界にある他社、または貴社と同類の商品・サービスを扱う他社が出展する場合がございます。
  - ⑤ 公社の海外展開に関する支援を受けている場合、当該支援の専門家（ナビゲータ）がサポートに加わることがあります。
  - ⑥ 本事業は、令和8年度の歳入・歳出予算が令和8年3月31日までに都議会で可決された場合に実施します。

【問い合わせ先】

公益財団法人東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課

## 海外展示会出張に係る渡航是非判断及び中止とした場合の対応について

### (判断基準)

1. 展示会開催地の外務省感染症危険情報のレベルが2以下であり、かつ参加者の健康・安全の確保について確認がとれた状況下で渡航を検討する。  
外務省 危険情報および感染症危険情報とは、  
レベル1「十分注意してください。」  
レベル2「不要不急の渡航は止めてください。」  
レベル3「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」  
レベル4「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」  
の順で危険度・緊急性が増すもの。
  2. 公社出国フライトの72時間前時点で、感染症危険情報のレベルが上がった場合、もしくは参加者の健康・安全の確保について確認がとれないと判断された場合は、渡航を中止することがある。
  3. その他、現地情勢等の諸般の事情に鑑み、主催者や公社の判断により中止又は延期となることがある。
  4. 出張期間中に、危険情報および感染症危険情報のレベルが上がった場合は、原則として、速やかに帰国するように努める。
- ※上記については、現地情勢等の諸般の事情の変化により、変更になる場合があります。

### (中止後の対応)

5. 出張取りやめに伴い、発生するキャンセル料のうち、公社で支払っている小間代、通訳費用等は公社が負担する。なお、以下の費用について公社は負担しない。
  - ・ 出展企業の渡航費、追加備品費、輸送費、展示物製作費 等

### (企業が独自で渡航中止をする場合)

6. 原則として、企業の独自の理由による出展キャンセルは認めない。
7. 現地事情等により企業の独自判断で渡航中止を希望した場合、文書による明確な理由を求めた上で、出展キャンセルの可否について検討する。  
なお、出展キャンセルの場合は、当該企業の小間代、通訳費用等、出展にかかる実費は当該企業に請求する。

### (その他)

8. 各出展者による出品物の輸送、渡航手配の都合も踏まえ、審査会で採択をされた企業に対し、実施又は中止、延期の見通しについて、再度公社より連絡を行う。

## WEB サイト、SNS 等への写真掲載に係るご承諾について

### ご承諾いただく内容

公社海外展示会出展支援の様子を、広く都内中小企業へ周知を図ることを目的として、出展展示会の様子を写真及びビデオ撮影を行うことがあります。については、販路・海外展開支援課のWEB サイト、SNS 等の広報媒体に掲載することへのご協力及びご承諾をいただくものです。

出展企業のブース、製品、商談の様子などを対象として、撮影をします。

上記の撮影された写真またはビデオを販路・海外展開支援課のWEB サイト、SNS 等に掲載します。写真に関しては、広報誌などの広報媒体などにも使用する場合があります。

出展申込書の提出をもって、上記の内容に承諾いただいたものとみなします。

公益財団法人東京都中小企業振興公社  
事業戦略部 販路・海外展開支援課